

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十五号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「前条」を「第三条の二」に改める。

附則第八項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項の表荷さばき施設の部中「一時間」を「三〇分」に、「四二、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改める。

附則第九項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「上屋及び野積場」を「及び上屋」に改め、同項の表荷さばき施設の部中「一時間」を「三〇分」に、「四二、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に改め、同表保管施設の部を削る。

別表第一国際拠点港湾及び重要港湾の表荷さばき施設の部中「一時間」を「三〇分」に、「六六、一五〇円」を「三三、〇七五円」に、「四二、七六〇円」を「二一、三八〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第八項の表、附則第九項の表荷さばき施設の部及び別表第一の改正規定は、平成二十五年五月一日から施行する。